

財政事情の作成及び公表に関する条例

平成 11 年 3 月 31 日

条 例 第 1 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 1 項の規定による文書（以下「財政事情」という。）の作成及び公表については、この条例の定めるところによる。

(公開の時期)

第 2 条 財政事情の公表は、毎年 5 月 1 日及び 11 月 1 日に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により前項の期日に公表することができないときは、管理者において別に期日を定めて公表するものとする。

(公表の内容)

第 3 条 前条の規定による財政事情の公表は、5 月 1 日に公表するものは前年 10 月 1 日から 3 月 31 日まで、11 月 1 日に公表するものは 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間における次に掲げる事項を掲載し、かつ、組合財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 収入及び支出の概況

(2) 決算の状況（11 月 1 日に公表するものに限る。）

(3) 財産、公債及び一時借入金の現在高

(4) その他管理者において必要と認める事項

(公表の方針等)

第 4 条 財政事情の公表は、橋本周辺広域市町村圏組合公告式条例（平成 11 年条例第 1 号）の定めるところにより行う。財政事情は、その公表の日から 6 か月間何人も本組合においてその閲覧を請求することができる。

2 前項の規定による閲覧及びその方法について必要な事項は、管理者が定める。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、財政事情の作成及び公表の手続について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。